

兵庫県  
保険医協会

# 明石支部二コース



No. 297  
2018・2・15  
投稿歓迎!

兵庫県保険医協会明石支部 支部長 吉岡 巖  
神戸市中央区海岸通一丁目二番三十一号  
神戸フコク生命海岸通ビル五階

TEL 078078-1801  
FAX 078078-393393  
1802

## 第9回日帰りバスツアー@城崎温泉を開催

# 味・ボリューム大満足のかに三昧



招月庭にて、豪華なかにコースに圧倒される

支部は1月28日、第9回目となるバスツアーを開催。医師や歯科医師等31名が参加した。城崎温泉の豪華なかに料理を楽しんだほか、城崎温泉街でのスイーツやお酒・海鮮の買い物、玄武洞の見学、そして酒蔵「富久錦」での試飲を楽しんだ。

明石市中心からバスに揺られること3時間、一行は雪化粧された城崎温泉街に到着した。最初に向かったのは、西村屋ホテル招月庭。自慢の「かに御膳」は、一人2杯のかにを贅沢に使用しており、綺羅びやかに彩られたかに刺し、かにすき鍋、茹でかにといった絶品の数々に、参加者一同夢中になった。

続いて一行は玄武洞公園の見学へ。160万年前に噴火したマグマが冷えて固まり玄武岩を形成し、その後採掘された跡地が洞となった。「日本の地質100選」にも選ばれる、玄武岩の柱状節理が眼前に広がり、その迫力に圧倒された。

ツアーの締めくくりは、加西の酒蔵「富久錦」の直営店「ふく蔵」。日本酒や果実酒を試飲することもでき、酒造に最適な「山田錦」などの米と、蔵の井戸水だけで醸された純米酒の、豊かな風味を楽しんだ。また日本酒の他にも、酒粕や酒まんじゅうが大人気。お土産にと手にする参加者も見られた。

数々のかに料理に満腹になった後は、城崎温泉外の散策。参加者らは、名物のかりんとうやプリン、地酒といったおみやげを購入したり、帰ってからもかにを楽しみたいということで市場へ立ち寄りかにを購入するなど、思い思いに散策を楽しんだ。

## 感想文 雪とかにで大満足

明石市さかい内科・胃腸科 医師家族 阪井 文香

両親、私、弟の四人でバスツアーに参加しました。家族で旅行に行くのは久しぶりだったのでとてもわくわくしていました。それに城崎に行くのも初めてだったのでどんなところなんだろうとドキドキしていて、実際に行ってみると雪が積もっていたのでテンションが上がりました。城崎に着いてすぐに食べたかに御膳はとても美味しかったです。もう充分だと思いうくらい食べることができました。温泉街の散策では美味しそうな食べ物がたくさん売っていて、どれにしようか悩みました。買い物も楽しかったし、城崎の冬の街並みも見ることができて良かったです。

次に行った玄武洞ではたくさん雪が積もっていて弟と雪合戦もできたし、美しい風景を楽しむことができました。最後の酒屋さんでは私はお酒が飲めないのもあまり楽しくなかったのですが、酒まんじゅうを買ってもらって食べるのが本当に美味しくて、来てよかったです。雨が心配されましたが天候にも恵まれ、企画いっぱい、大満足の日を過ごすことができました。機会があれば、また参加したいと思います。

明石社会保障推進協議会が明石市と懇談

# 憲法25条を活かし 市民目線の社会保障施策求める

支部も参加する明石社会保障推進協議会（会長・吉岡巖明石支部長、以下社保協）は1月26日、明石市との懇談を行った。事前に提出した「2017年度社会保障施策等についての要望書」から、国民健康保険や生活保護、介護保険施策について懇談。明石市から担当課長ら6人、明石社保協から10人が出席した。

## 国保都道府県単位化後も

### 国保料負担増やめよ

最初に、国民健康保険料について、社保協から、国民健康保険の都道府県単位化後も、市の独自の減免制度を維持すること、住民の負担増を招くことが無いよう要請。市の担当者からは、「大きな変動とならないよう、当面は市の減免制度を継続し、激変緩和措置を設ける」といった回答があった。

保険料の応益割と応能割の割合について、明石市が子育て支援を掲げていることから、子どもの均



市の担当者（写真手前）に、無理なく払える国保料にと訴えた

等割を軽減・免除することを求めたが、「議論の中で、そういった制度を作ることへの意識はある」といった回答にとどまった。

また社保協より、国庫負担金・県費補助の増額や一般会計からの法定外繰入金増額により、国保料を無理なく支払えるよう維持することも求めたが、「他の税金からの支出となるため、慎重な判断をしないでほしい」とした。

また保険料率改定についても、社保協から納付金と標準保険料の開示を急ぐよう求めたが、「市のホームページなどで公表できるのは3月頃となる」という回答だった。これに対して、社保協から「憲法25条には、最低限度の生活を保障するとの文言があり、国保料はそれを保障できているかどうか検討する上で重要であるはず。それなのに3月まで公表すらされないのは、憲法25条の精神を現する上で問題ではないか」と訴えるも、「憲法となると大きな話になってしまっているので、回答は差し控えて頂く」との対応だった。

## 生活保護基準引き下げは

### まさに「死活」問題

併せて、生活保護について、生活保護基準引き下げは要保護者にとって「死活」問題であり、引き下げを行わず2013年7月の水準まで戻すように国に要望することを求めた。市の担当者は、「急激な基準引き下げとならないよう、こちらも激変緩和措置を設けさせて頂く」「生活保護自体は国の業務なので、その基準に沿って適切に運営する」と回答した。

社保協からは、生活保護を受けられるような生活のほずなのに受けられないという人はたくさんおり、そもそも生活保護自体捕捉率が低いことを指摘。自動車を持ってない、貯金ができないなど制度上人間らしい最低限度の生活が十分に保証されていないと訴え、生活保護制度の抜本的拡充を求めた。

## 実態に沿った丁寧な

### 要介護認定を求める

また、介護保険の要介護認定について、障がい状態の悪化にもかかわらず「軽度」として認定される実態を紹介し、利用者の実態とかけ離れた認定とならないよう、実態調査の改善を求めた。市の担当者からは、「調査員はしっかりと研修を行っており、聞くべきことはしっかりと聞いています」「居住地の立地など個別の事情については、本人または家族からしっかりと申し出て欲しい」との回答だった。

社保協からは、困っていることなどを申し出ることも難しいことがあるので、機械的な調査ではなく、調査員が丁寧に実態をつかむことを改めて訴えた。

## 地域での互助は限界

### 行政が公助で責任持つて

最後に社保協より、厚生労働省から地域包括ケアについて、自治会などによる地域の助け合いがモデルとして示されているが、自治会の取り組みでは限界があると指摘。自身らの自治会での経験から、プライバシーの問題などにより困っていることの相談がされにくいと報告した。地域での互助とは言われているものの、互助には任せきりにすることができず、行政が責任をもって公助を拡充することの重要性を訴えた。